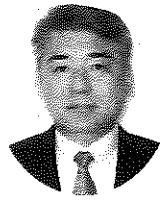


初春のご挨拶



若松税務署長
川崎 弘之

若松税務署管内税務推進協議会の会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

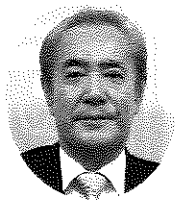
また、旧年中は、税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご支援等を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のデジタル化やグローバル化の進展により、急速に変化しております。そのため、国税組織自身が経済社会の変化に対応できるよう、今後とも業務改革やインフラ整備等に取り組んでまいります。

間もなく、令和五年分の確定申告の時期を迎えます。本年の確定申告は、昨年のインボイス制度実施後の初めての確定申告となります。事業者の皆様には適正かつ円滑に申告納税をしていただけるよう、制度の定着に向けてきめ細やかな対応に努めてまいります。

また、「マイナンバーカード」を利用した自宅型e-Taxの更なる利用拡大を推進しております。特にマイナンバーカードを利用した「スマホ申告」の利便性が飛躍的に向上しておりますので、簡単に便利な「キャッシュレス納付」と併せてICTを利用した電子申告・電子納税をご利用していただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、会員の皆様にとつて心身共に健康で幸多き年となりますよう心から祈念いたしました。初春の挨拶とさせていただきます。



若松税務推進協議会会長
小野 益博

令和六年の年頭に当たり、若松税務推進協議会の会員の皆様にご祝詞を申し上げます。

まずは、令和六年能登半島地震で被災された皆様ならびにそのご家族の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

昨年六月に会長に就任し、ようやく半年が過ぎたところでございますが、まだまだ不慣れな私に対しまして、会員の皆様から温かいお力添えをいただき誠にありがとうございました。

おかげをもちまして、税務推進協議会の活動におきましても、各種行事をコロナ禍以前と同様の体制で実施することができました。改めまして、若松税務署をはじめ実施に携わった皆様にお心より感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、五月に新型コロナウイルス感染症が2類から5類に変更となつて、徐々に以前のような経済活動に戻ってきたと実感できる一年であつたとともに、野球日本代表のWBC優勝や棋士である藤井聡太九段の八冠達成など明るい話題も多かった年でもありました。

その一方で世界に目を向けると、一昨年から続くロシア・ウクライナ問題に加えて、中東での軍事衝突や異常気象による大規模災害の発生など不安な状況が続いており、その影響で輸入製品を中心とした物価の高騰や円安が収まる心配は感じられず、企業活動や国民生活への悪影響が懸念されることでもあります。

年は変わりましたが、昨年は消費税のインボイス制度が施行され、本年は所得税住民税の減税が実施されるなど、毎年改正される税制は国民の生活に多大な影響を及ぼします。こうした時代だからこそ税の役割や大切さに国民が一助になるものご確信しております。本年は、新紙幣の発行やパリ五輪も予定されており、こうした節目の機会を通じて社会経済活動が活発化することを願っております。

最後になりましたが、本年が会員の皆様にとりまして、より佳き年でありますことを祈念いたしました。新年の挨拶とさせていただきます。

若松税務署からお知らせ

令和5年分確定申告について

【確定申告会場】

会場

①若松税務署（北九州市若松区本町1丁目14番12号）

※駐車場が狭あいですので、公共交通機関又は周辺の有料駐車場をご利用ください。

②AIM（アジア太平洋インポートマート）ビル3階
北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号

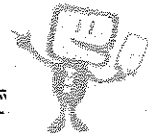
期間

①令和6年2月16日（金）から3月15日（金）まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日は休みとなります。

②令和6年2月25日（日）

①②午前9時から午後4時まで



- 確定申告会場では、スマートフォンをお持ちの方は、原則、ご自身のスマートフォンにより、ご自身で申告書の作成を行っていただきます。

- マイナンバーカード方式によりスマホ申告を行う場合には、マイナンバーカード及びマイナンバーカードの暗証番号（署名用：英数字6～16桁、利用者証明用：数字4桁）が必要となります。
- 事前にマイナポータルアプリをインストールしていただくと手続きがスムーズになります。

- 会場への入場には「入場整理券」が必要です。



- 入場整理券の配付状況に応じて、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いする場合があります。
- 入場整理券は、「国税庁 LINE 公式アカウント」を友だち追加することで、LINE を通じたオンライン事前発行が可能です。



国税庁 LINE 公式アカウント

- 3月以降は大変込み合いますので、お早めの来場をお願いします。

- 収支内訳書や医療費の明細は作成してお越しく下さい

- 用紙をお持ちでない方は、国税庁 HP からダウンロードしてご使用ください

納付書の事前送付の取りやめ

ダイレクト納付などのキャッシュレス納付の利用拡大のため、令和6年5月以降送付分からe-Taxにより申告書を提出している法人の方などについて、納付書の事前の送付を取りやめることになっております。詳しくは税理士にご相談ください。



(五十音順)

税理士会若松支部

氏名	事務所所在地	電話	氏名	事務所所在地	電話
穴井 秀幸	遠賀郡岡垣町中央台1丁目11番9号	283-2445	田口 和博	北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号	741-5775
井浦 幹夫	中間市東中間1丁目7番3号	243-1188	田口 真崇	〃 小敷ひびきの3丁目5番1号 田口和博税理士事務所	741-5775
石田 光明	遠賀郡岡垣町戸切1387	281-5005	竹内 清二	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
石田 義英	中間市中央2丁目5番23号	245-6748	藤堂 信司	中間市小田ヶ浦1丁目1番17号	090 8625-7000
伊藤 道夫	〃 弥生1丁目14番43号	245-4372	時永 昌和	北九州市若松区白山1丁目18番6号 アイビル2F	751-0030
猪原 清典	北九州市若松区青葉台西3丁目22番5号	742-2910	中尾 寿子	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号	282-2825
宇野 耕一	遠賀郡水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号	201-1671	中村 悦郎	北九州市若松区白山1丁目7番3号	771-4355
植園大佳詞	遠賀郡岡垣町旭台3丁目2番4号	282-7913	中村 誠	〃 東二島5丁目9番 22-207号	791-6877
大津 康裕	北九州市若松区東二島5丁目14番69号	980-4425	中村 淑恵	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
大塚 克己	中間市中間1丁目8番1号-202号	050 5211-7461	西澤 勉	遠賀郡岡垣町東山田1丁目10番40号	282-5792
岡部 勝成	北九州市若松区大字大鳥居425	741-4403	西田 均	〃 水巻町宮尾台5番12号	980-2190
小野 益博	〃 片山1丁目6-1-102号	791-7005	西原 正司	中間市鍋山町5番20号	244-1020
片山 和博	遠賀郡水巻町梅ノ木団地41番17号 K&Kビル2F	203-3001	仁部 義宏	〃 岩瀬1丁目8番1号 東海倶楽部1-203号	246-1703
加藤 博道	〃 遠賀町大字別府3178番地3	701-4180	能美 雅昭	北九州市若松区中川町3番25号	751-0705
木村 博俊	〃 岡垣町旭台3丁目11番4号	283-0380	野上 浄治	遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号	553-0290
工藤 泰則	中間市中間3丁目18番5号	246-1685	野末 昌資	〃 旭南17番6号	283-4027
久保田浩一	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	濱崎 恭	北九州市若松区本町3丁目11番1号 ペイサイドプラザ若松本館4F坂根洋輔税理士事務所	761-6993
倉地 和敏	〃 南高陽6番12号	282-2496	原 和枝	遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号	201-6461
古後 和弘	北九州市若松区鴨生田3丁目14番5号	791-5881	樋口 之春	北九州市若松区高須東4丁目6番22号	741-5556
小竹エリナ	〃 ひびきの1番8号-3階 アネーラ税理士法人	616-8218	久野 靖典	中間市桜台2丁目14番5号	244-5608
小林 香織	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	平島 靖元	北九州市若松区本町3丁目2番23号	751-3021
近藤 邦雄	〃 水巻町頃末南3丁目19番25号	201-5591	深田 満子	遠賀郡岡垣町大字高倉575番地	283-2345
坂口 充笑	中間市大字下大隈1703番地	244-4451	藤本 泰秀	北九州市若松区青葉台東1丁目7番24号	741-4894
坂口 誠一	北九州市若松区用勺町30番6号	701-3078	古津 剛	遠賀郡遠賀町松の本5丁目10番18号	293-3945
坂根 洋輔	〃 木町3丁目11番1号 ペイサイドプラザ若松本館4F	761-6993	堀江 祐治	北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号	741-2765
澤田 一弘	〃 青葉台西5丁目17番2号	555-1894	松木摩耶子	〃 ひびきの1番8号-3階 アネーラ税理士法人	616-8218
塩野谷直紀	遠賀郡岡垣町大字内浦150番地1	482-8277	松田 剛和	遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号	291-5601
柴田 拓保	北九州市若松区本町1丁目9番8号 プレステージ本町301号	090 2732-6266	松原 友慈	〃 芦屋町高浜町18番40号	090 8268-9579
城野 博美	遠賀郡遠賀町芙蓉2丁目6番11号	293-7137	武藤 淳	中間市東中間2丁目19番28号 アネーラ税理士法人 中間事務所	245-1600
白石 哲則	〃 大字上別府594番地	293-9278	森岡 政志	遠賀郡岡垣町旭南16番13号	090 9656-0750
鈴木 良樹	中間市上手ノ内3丁目35-27	980-1135	山形 大輔	北九州市若松区高須東4丁目6番22号	701-6780
副田 義男	北九州市若松区二島6丁目4番55号 第3竹ビル3階	701-3567	山根 慎一	遠賀郡水巻町中央9-26-2F	863-0175
高司 靖	中間市岩瀬西町4番39号	245-5491	吉田 秀樹	中間市鍋山町16番1号	245-5857
高瀬 浩司	遠賀郡岡垣町公園通り1丁目10番15号	282-1675			

税理士法人

名称	事務所所在地	電話
アネーラ税理士法人	北九州市若松区ひびきの1番8号 北九州学術研究都市事業化支援センター3階	616-8218
アネーラ税理士法人 中間事務所	中間市東中間2丁目19番28号	245-1600
九思税理士法人 福岡事務所	遠賀郡岡垣町旭台3丁目2番4号	282-7913
税理士法人 竹内会計	北九州市若松区白山1丁目9番4号	761-4125

**税務
相談所**

**税務相談所は
税のアドバイザーです!**

帳簿のつけ方が
わからない

忙しくて
人手が足りない

税務署に行くのが
苦手だ

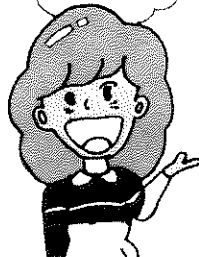


案ずるよりは まず相談

税務相談所とは……

- ① 税務の指導相談
- ② 記帳の指導
- ③ 記帳の代行
- ④ 各種税務の申告書の作成
- ⑤ 税務調査の立合

詳しくお知り
になりたい方は、
「下記の」
各税務相談所へ



会費等について

- ① 記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方
- ② 記帳代行料……記帳整理を依頼したい方
- ③ 各種手数料……実費程度

但し現金出納帳はご自分で記帳して下さい

〔若松税務署管内の税務相談所〕

若松税務相談所	若松区本町三丁目11-1 ベイサイドプラザ若松本館4F (電話) 771-3726番(代)
中間税務相談所	中間市長津一丁目7-1 中間商工会議所内 (電話) 245-1081番
芦屋税務相談所	遠賀郡芦屋町中の浜9-52 芦屋町商工会内 (電話) 222-2111番
水巻税務相談所	遠賀郡水巻町頃末北一丁目9-7 水巻町商工会内 (電話) 201-7551番
遠賀税務相談所	遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18 遠賀町商工会内 (電話) 293-0165番
岡垣税務相談所	遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36 岡垣町商工会内 (電話) 282-0294番

県税だより

県税Q&A ～自動車税(種別割)編～

Q 去年、車を買ったときに前の車を下取りに出したのに、前の車の納税通知書が来ました。どうしてですか？

A 自動車税(種別割)は4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。質問のケースでは、3月31日の時点で前の車の廃車(抹消登録)又は名義変更(移転登録)の手続きが行われていないことが考えられますので、下取りに出したところに確認してください。

Q グリーン化税制で自動車税(種別割)が軽減される車を購入しましたが、軽減を受けるには何か手続きが必要なのですか？

A グリーン化税制の軽減を受けるに当たって特別な手続きは必要ありません。自動車税(種別割)の納税通知書をお送りするときは、既に軽減(減額)した税額で送付しています。

こんなときは必ず運輸支局または自動車検査登録事務所で手続きを！

(1) 自動車を手放す場合・譲り受ける場合

自動車を手放したり下取りに出したりするとき、または自動車を友人や知人から譲り受けるときは、必ず移転又は抹消登録の手続きをしましょう。登録がそのままだと、前の所有者に自動車税(種別割)がかかります。

(2) 壊れて動かなくなった自動車をもっている場合

一日も早く抹消登録の手続きをしましょう。手続きをすれば、翌月から3月までの月割の税額が減額されます。手続きを行わなければ、いつまでも自動車税(種別割)がかかります。車検切れで使用しなくなったときや、解体したときも同じです。

(3) 引越しをする場合

必ず住所変更の手続きをしましょう。
住民票を移しても、納税通知書は運輸支局に登録されている住所に送られます。

お問合せ先

福岡県北九州西県税事務所 自動車税係

TEL093(662)9312

市町村税だより

住民税の申告を、お忘れなく！

令和五年一月一日～十二月三十一日に所得があつた方は、原則として住民税の申告が必要です。

北九州市、中間市、遠賀郡各町では、次のとおり住民税の申告を受け付けます。

【申告期間】

・市町によって申告期間が異なります。若松税務署の確定申告期間とも異なりますので、お住まいの市町にご確認ください。

【申告場所・申告方法】

・お住まいの市町にご確認ください(郵送での申告や、オンライン申告を実施している市町もあります)。

【申告が不要な方】

・確定申告を行った方
・収入が給与又は公的年金のみの方(但し、給与の支払先が複数ある場合や、住民税で各種控除の適用を希望する場合等、申告が必要な場合があります)
・前年中に所得がない方(但し、所得の証明が必要な方は申告が必要です)

【申告に必要なもの】

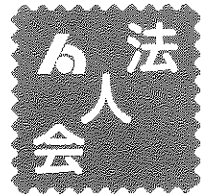
- ① マイナンバーカード又はマイナンバーが分かる書類(通知カード等)と本人確認書類(運転免許証等の写真付公的身分証明書等)
 - ② 所得を証明できる書類や帳簿等(源泉徴収票等)
 - ③ 国民健康保険料等の領収書又は社会保険料控除証明書
 - ④ 生命保険料等の控除証明書
 - ⑤ 医療費控除の明細書・医療費通知(医療費の領収書の提出は不要)
 - ⑥ 寄附金受領証明書
 - ⑦ 障害のある方については、身体障害者手帳等
- ※なお、印鑑は不要ですが、代理申告の場合等については、お住まいの市町にご確認ください。

【上場株式等の配当所得等に係る課税方式が統一されます！】

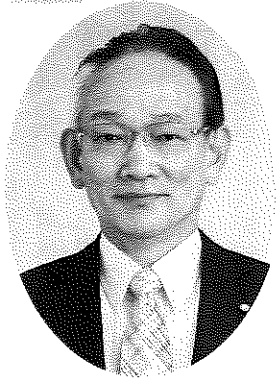
・上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税と住民税とで異なる課税方式の選択が可能でしたが、令和六年度(令和五年分)より、その取扱いができなくなりましたので、ご注意ください。

●お問合せは、令和六年一月一日にお住まいの各税務担当課へ

- 若松区役所 ☎ 761-4182 (直通)
- 中間市役所 ☎ 246-6238 (直通)
- 芦屋町役場 ☎ 223-3534 (直通)
- 水巻町役場 ☎ 201-4321 (内線111・112)
- 岡垣町役場 ☎ 282-1211 (内線271・272)
- 遠賀町役場 ☎ 293-11237 (直通)



謹賀新年



岡部憲昭会長

新年明けまして、おめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は役員並びに会員の皆様方には、法人会活動の充実と発展に多大なご尽力をいただきまして心から厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年は、令和二年初頭から翻弄され続けてきた新型コロナウイルス感染症の法的な位置付けが、季節性インフルエンザ等と同等の「五類」に移行し、コロナに対応した行動制限が緩和され、社会経済活動の正常化が進みました。外国人観光客も増え、街は賑わいを取り戻しています。

私も若松法人会も、コロナ前の規模での「夏の夕べ」を開催したほか、青年部会による「租税教室」、女性部会による「絵はがきコンクール」、若松税務署様との共催による「決算法人説明会」、さらには、FMラジオ番組「明日への扉」の放送、「バス研修会」、「献血支援活動」など、積極的に事業活動を行ってまいりました。

これらの若松法人会の諸活動を支えていただいたのは、ひとえに本会役員をはじめ会員の皆様方のご理解とご協力の賜物であると心から感謝と敬意を表する次第です。

結びに、新しい年が会員の皆様にとりまして、天に登る龍のごとく大いに飛躍される年となりますことを心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和五年度

中学生の「税についての作文」

若松法人会 会長賞

北九州市立洞北中学校 三年

善明 朔司

児童養護施設と税金

「税金って何だろう。」誰もが聞いたことがあるこの言葉。自分で買物をする時にも「税金って高いな。」と思う一方、実際には税金について詳しくは知りません。そこで、今回は税金について詳しく知りたと思いました。

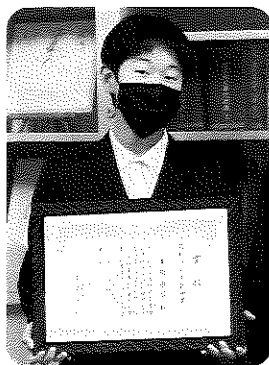
突然ですが、僕は児童養護施設で日々の生活を過ごしています。今回、税金のことを調べる上で一つの疑問が生まれました。それは、「自分はどこからのお金で生活をしているんだろう」ということです。当たり前のように日々不自由などもあまり感じずに、楽しい生活を送っています。しかし、そのためには、お金は必要不可欠な要素だと思えます。そこで、調べてみた結果、僕の生活金は、基本的には公費(税金)から支出されていることを初めて知りました。その内容は、衣食住の費用や学費、さらには小遣いまでと、ありとあらゆる所で公費が使われていることがわかりました。とても驚きました。多分、他の人よりも税金が生活に必要なもので、助けられていたことを知りました。だから、僕は他の人よりも税金について深く知り、感謝しないといけません。

自分が税金のおかげで救われていること、の具体例のうちの一つに医療があります。

僕は病院に通院する時、お金を払うところを入所後、見たことがありません。疑問に思い調べたところ、何と医療費までもが国の負担になっていることを知りました。この現状を知り、社会に出て、貢献しようと考えました。

次は、逆に自分の不満についてです。入所者は高校生からしかスマホが所持できず、その原因は公費の不足です。生活費で手一杯でスマホが払えないので、高校生からバイトをして、そのバイト代でスマホ代を払うという仕組みです。しかし、最近では、こども家庭庁が検討中ということで、うれしい反面もあります。しかし、実現は難しいこともわかるので、近いうちに変化があることを期待しています。

児童養護施設と税金について調べていくうちに、たくさん新しい知識が増えてよかったです。今回のことを調べて、これから税金のニュースに耳が傾きそうです。将来社会に貢献するかたちで恩返ししたいと思いました。



善明 朔司さん

謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ
会員企業の役員・従業員とご家族の皆様へ

安心をお届けしてまいります

本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます

令和六年

(引受保険会社) アフラック 北九州支社

〒802-0005 北九州市小倉北区堺町1-2-16

十八銀行第一生命共同ビル8階

法人会用フリーダイヤル ☎0120-876-505

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)



青色 申告会

新年のご挨拶



若松青色申告会
会長
川井 和久

令和六年の念頭にあたり、会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様には日頃から当会の活動に対し、深い理解と温かいご支援を賜り、誠にありがとうございます。

また、税務当局をはじめ関係団体の皆様にも平素から会運営に二方ならぬご指導、ご芳情を賜り感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、コロナに対応した行動制限・入国制限などの規制の撤廃も行われたことにより人流が回復し、経済活動の正常化が着実に進んだ一年でした。このような経済活動の正常化が進む中で、ICT(情報通信技術)の活用に伴うDX化(デジタル化)の急速な推進に伴い、私達の日常生活や個人事業者の業種・業態・ニーズ、更には働き方においても多種多様な変化が進み、社会環境は大きな変化の時

を迎えております。今後もこの変化の継続は確実であり、対応する為には従来の考えに拘泥せず、新しい発想を取り入れていく姿勢が必要になると思われれます。

税制においては消費税の大改正となったインボイス制度が昨年十月一日に導入され、初めての確定申告期を迎えます。今まで免税事業者であった個人事業者の方がインボイス登録を行ったことにより、消費税の納税義務が生じることとなった個人事業者の方も大幅に増加しております。消費税の申告におきましては日常の記帳・帳簿の保存等はますます重要となるに従い、青色申告会の役割も一層大きくなると認識しております。当会におきまして、関係団体の皆様の協力を得ながら新たな指導相談体制の構築に取り組んで参ります。

最後になりますが、本年も若松青色申告会の活動に関係各位のご支援・ご協力をお願い申し上げますとともに、会員皆様の事業の繁栄、並びにご健康を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

青色申告特別控除

事業所得や不動産所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記をいいます。）により記帳している方については、一定の要件の下で、事業所得等の金額から最高 55 万円を差し引くことができます。

55 万円の控除の要件に加えて、**e-Tax による申告（電子申告）** 又は、**優良な電子帳簿の保存**の要件を満たしている方は、最高 65 万円を差し引くことができます。

※ 簡易な帳簿による記帳であっても、10 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

※ 現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合は、55 万円及び 65 万円の青色申告特別控除の適用を受けることができません（10 万円の青色申告特別控除の適用は可能です。）。

適用要件 青色申告 特別控除額	複式簿記(正規の簿記の原則で記帳)	貸借対照表と 損益計算書を添付	期限内に申告(注1)	e-Taxで申告又は 優良な電子帳簿の保存
65 万円	○	○	○	○
55 万円	○	○	○	—
10 万円	(簡易な記帳)	— (注2)	—	—

注1 遅付申告の場合も翌年3月15日までに提出が必要です。

注2 損益計算書の提出は必要です。

- | | | | | |
|-------------|-----------|-----------|-------|-------------|
| 監事 | 理事 | 副会長 | 会長 | 若松青色申告会役員 |
| 澤田 一弘 | 津田文史朗 | 古賀 雅之 | 川井 和久 | カワイ防水 |
| 若松税務相談所 | 遠賀・中間医師会 | 若松区医師会 | 三好 正一 | 三好 商店 |
| 山田 政紀 | 小野 益博 | 若松 商連 | 小山 洋明 | 小早川尚久 |
| 住まいる安心ネット山田 | 税理士会若松支部長 | 葵コーポレーション | 山口 和博 | 田口税理士事務所 |
| 仁部 義宏 | 安部 利則 | 若松理容組合 | 竹内 清二 | 税理士法人竹内会計 |
| 澤田 一弘 | 小早川敬義 | 岡垣町商工会 | 武石 健次 | 武石 工務店 |
| 工藤 泰則 | 宇野 耕一 | 宇野税理士事務所 | 高司 靖 | 高司税理士事務所 |
| 工藤 泰則 | 高司 靖 | 高司税理士事務所 | 山田 政紀 | 住まいる安心ネット山田 |

納貯連

中学生の「税についての作文」

若松税務署長賞

「みんなのための税金」

水巻南中学校 三年 精松 大翔

夏休みの野球の遠征でつかったお土産代、三千三百円のうち三百円が税金で、私も納税者ともいえるのだろうか。わずかに三百円かもしれないが、福岡県民五百万人が三百円の消費税を払ったら十五億円にも大金になることがわかる。しかし、国の税収は約六十九兆円にもなるらしく、こんなにたくさんのお金をどのように使っているのだろうか。

国税庁によると、これらのお金は社会保障や公共事業などに多く使われていることがわかる。それでは、税金がなくなつた場合、私の生活はどのようなふうになるだろうか。

まず、医療費だが、私が住んでいる町は高校を卒業するまで、自己負担が必要ない。しかし、アメリカでは、盲腸になつて手術をしたら三百万円も請求されるそう。むし歯だと、十万円以上かかるとのことだ。もし私が病気になることも十分な治療を受けることができないと考えると、なぜなら、そのような金額を払う余裕がないと思われるからだ。

また、私の祖母は、年金で生活をしているのだが、もし年金がなくなつたらどうやって生活をしていけばよいのだろうか。健康であれば働けるが、年をとると病気をしたり、足や腰を悪くしてしまひ、若い人と同じように働くことが困難である。そのため、年金をもらえない日本の税金システムは良いと考える。

さらに、水道料金をみると、ヨーロッパの多くの国は日本の二倍以上、デンマークでは、四倍近くかかるということから公共事業に税金が使われることによつて、私たちの生活に役立っているといえるのではないだろうか。

一方で、税金(所得税)は、収入が多

い人ほど高いことがたびたびニュースになつている。日本人大リーガーやサッカー選手が引退後も海外を拠点にするのは、日本の税金の高さが原因という話もあるようだ。

なぜ、税金は人によつて額がちがうのだろうか。もし、税金の額がみんな同じである場合、前に述べた六十九兆円の税収を二十歳から六十四歳までの人で負担することになると、一人あたり百三万円

しかし、この年齢層の中にも低所得の人や病気などで働くことができない人もあるため、日本人の現在の平均年収を考えると大変な負担になるといえる。

私は、このことを月のおこづかいに置き換えてみようと思う。月に一万円もらえる人と三千円もらえる人がいるのは、お金持ちの家はそれが負担ではないかもしれないが、そうでない家にとっては、大きな負担になるであろう。

このことから、納税額は、人によつてちがつてよいと考える。

以上のことから、税金は私たちの生活をより良くするために様々な面で役立っていると思う。私も納税者の一人として、より良い使われ方をしているのか注目していきたい。

令和5年度 中学生の「税についての作文」受賞者

福岡国税局長賞

小さな税金、大きな税金

若松中学校 三年 都留 宝

若松税務署長賞

豊かさへの架け橋

向洋中学校 三年 井上 胡弥

みんなのための税金

水巻南中学校 三年 精松 大翔

福岡県北九州西県税務所長賞

私たちを支える車の税

石峯中学校 三年 井上そら子

北九州市長賞

税金で明るい未来へ

洞北中学校 三年 三幣すずな

北九州市議会議員賞

税金の流れを意識すると

若松中学校 三年 中山 萌寧

北九州教育委員会賞

使い道の分からない税金は払いたくない

高須中学校 三年 緒方 椿

若松区長賞

税金は明るい未来への大きな架け橋

二島中学校 三年 塩見 有良

中間市長賞

「あたりまえ」は税金のおかげ

中間南中学校 三年 貴島 奏

中間市教育長賞

私の学びを支える存在

中間北中学校 三年 山崎 瑠南

芦屋町長賞

増税・減税「決着？」録

芦屋中学校 三年 土谷龍重貴

遠賀町長賞

税金の使い道

遠賀南中学校 三年 米倉 彩愛

税金と私たちの安全

遠賀中学校 三年 岡村 彩椰

岡垣町長賞

税金問題の解決に向けて

岡垣東中学校 三年 梅津 采花

税は助け合い

岡垣中学校 三年 大島 悠

水巻町長賞

全国民の募金活動

水巻中学校 三年 吉村 リオ

災害、疫病の時の税金のつかわれ方

水巻中学校 三年 岩永 智怜

(公社)若松法人会会長賞

児童養護施設と税金

洞北中学校 三年 善明 朔司

若松税務署管内税務推進協議会会長賞

税について

中間東中学校 一年 梶原 陽花

税金の大切さ

中間中学校 三年 角 煌翔

若松納税貯蓄組合連合会会長賞

「消費税と私たち」

石峯中学校 三年 吉竹聖季那

税の大切さ

二島中学校 三年 池内 ほの

高須中学校 三年 中島 歩実

中村 誠 税理士事務所

税理士 **中村 誠**

北九州市若松区東二島5丁目9番22-207号
TEL 791-6877
FAX 791-6877

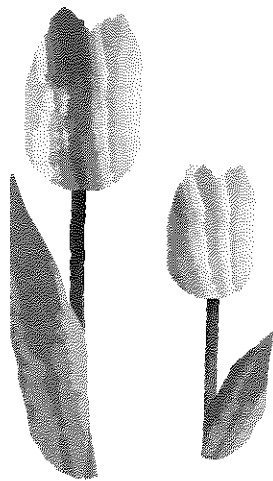
間税会

「税の標語」優秀作品決まる

間税会では、租税教育推進の観点から「税の標語」の募集活動にも取り組んでいます。

募集は、平成五年から実施していますが、第三十二回目となる令和五年度も、一般社団法人大蔵財務協会の後援の下に、間税会員、その家族や知人などのほか、小・中学校及び高等学校を通じてその生徒、さらには、インターネットにより広く一般の方を対象にして募集した結果、多数の応募がありました。

この応募作品について、厳正な審査を経て、最優秀作品一点、優秀作品四点、佳作作品十点、合計十五点の優秀作品が決まりました。



最優秀賞

意外と簡単 e-Tax 電子帳簿もDX

茨城県常陸太田市

加藤木克也

優秀賞

「始まった！」しっかり確認インボイス

北海道旭川市

上西 恒次

納めよう 未来につなぐ消費税

東京都江東区

小原 均

税負担公平促す インボイス

群馬県高崎市

中澤 純子

インボイス 売り手も買い手も 要チェック

佐賀県佐賀市

福田 亜理

佳作

消費税 社会保障の大きな支え

東京都江戸川区

荒井 香名

あらゆる便利 自宅で簡単 e-Tax

府中市立府中第十中学校

加藤 陽悠

スマホかららくらく申告 e-Tax

広島県呉市

栗林 徹

「ありがとう」あなたの税が 未来の笑顔

横浜市立保土ヶ谷中学校

旗町 真

納税も簡単便利に キャッシュレス

聖マリア女学院高等学校

松原ちとせ

ありがとう あなたの納税つながらる未来

魚津市立経田小学校

岩崎 有芽

消費税 税取トップで 役割強まる間税会

福岡県北九州市

門田 進一

インボイス 正しく対応 正しく納める 消費税

神奈川県川崎市

下村 修

理解して 正しく納税 インボイス

新潟県柏崎市

服部 和幸

国の基礎 皆で支える 消費税

愛知県小牧市

山下 和晃

三里四方の野菜を食へよ

年末年始は実家に帰られた方も多いのではないのでしょうか。生まれ育った地域に帰ると風の匂いさえ懐かしさを感じるものです。懐かしいといえば地元で戴く郷土料理は格別のものがあります。

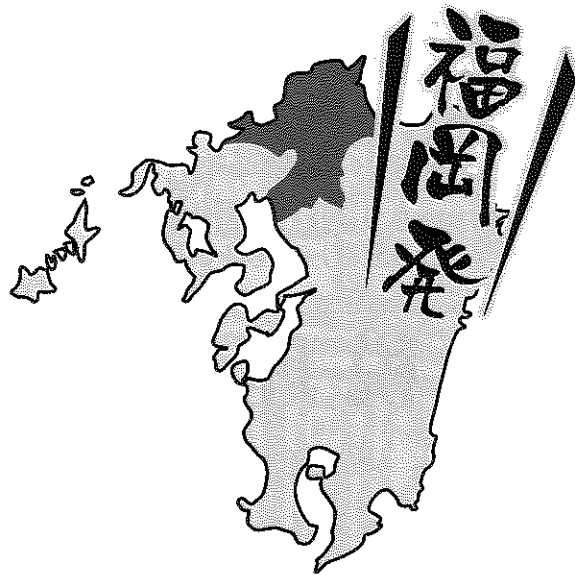
福岡県だけでも北九州(豊前)、宗像、博多、筑豊、筑後と各地に地元食材を使った郷土料理があります。そして、その地方の醤油が味の基本になっています。

お膝元の北九州では小倉の糠焚き(じんだ煮)が先ず浮かびます。江戸時代に豊前の国小倉城の城主、細川忠興が前任地の京都で保存食とされていたイワシの糠漬けを持ち込んだのではと推測されます。その後小笠原藩主の小笠原忠貞も糠漬けを好んだ事から北九州では代々糠床を大切に受け継ぐ風習が残った様です。

宗像には、特にお正月に重用されるノウサバがあります。これはホシザメを天日干しにしたものを出し醤油に漬けた料理で、数の子が手に入らないときに代用品として食べられていました。今でも道の駅等で手に入るの機会があればお試し下さい。お酒のアテにもピッタリです。

博多は郷土料理が多く、ご存じのガメ煮を初め、おきゅうとやアブツテカモなど海産物を使ったものも多くあります。ガメ煮は豊臣秀吉の朝鮮出兵時にドブの亀と言われたスポンを材料としていた事からガメ煮の名が付いたと言われています。おきゅうとはエゴ

海苔で作ったトコロテンみたいな物で朝食にはなくてはならない存在で毎朝おきゅうと売りの声が町に響いていたと言われています。アブツテカモはスズメダイに塩を振って生干したものです。これを炙って噛むからアブツテカモと名が付きました。塩が効いていて美味しいのですが、とにかく小骨が多く食べづらかった記憶があります。



筑豊にはダブと言われる汁物があります。ダブは豊前地方の郷土料理「にぐい」にとろみを付けたもので、精進料理に端を発しています。そのため肉類は使わず根菜を中心として野菜を具にしますが、お祝い事では奇数、お悔やみ事では偶数の野菜を使うのが特徴です。豊前の「にぐい」は汁を味わい、冷めたころ具を摘まむことから一度喰いが名前につながった様

ですが、ダブはダブルの意味でしょうか。

筑後地方は広いので海山の珍味を使った郷土料理が数あります。この地方は小麦の栽培が盛んだつたことから、小麦粉を使ったおやつも多く残っています。「ころし」は小麦に少量の塩を加えて伸ばし茹で上げたものを短冊に切り、きな粉や黒糖をかけて食べる素朴なおやつです。優しい舌ざわりが何とも言えず後をひきます。瀬高の高菜漬は三池高菜を塩と唐辛子で漬け込み樽で寝かせます。このままだと青高菜ですが、ウコンを加えて発酵させると酸味がある高菜漬けになります。

有明海沿岸部では河原の葦の葉姿を変えたと言われるエツヤクツゾコ(舌平目)、ワラスポにムツゴロウやワケのシンノスにメカジヤなど、珍しい料理のオンパレードです。しかし、何といつても有名なのは柳川の鰻、特にセイロ蒸しではないでしょうか。実は江戸時代から柳川の鰻は特別で、柳川藩の鑑札が無ければ漁として獲ることはできませんでした。三百年以上前、今も営業を続ける元祖本吉屋がその鰻を熱々の状態で食べてもらおうと考案されたのがセイロ蒸しです。

郷土料理は代々その地方で受け継がれてきた大切な料理です。下ごしらえや地元の調味料を使って手間暇かける料理は、コンビニやインスタント食品、ファミレスやファストフードその他あらゆる国の料理に慣れたきた現代にはとっつきにくいかも知れませんが、SDGsが求められる今、地産地消を活用した郷土料理を見直す時ではないでしょうか。(猫介)

～ 迎春 ～

能美雅昭税理士事務所

税理士 能美雅昭

北九州市若松区中川町3番25号
TEL (093) 751-0705
FAX (093) 751-5118

近藤邦雄税理士事務所

税理士 近藤邦雄

遠賀郡水巻町頃末南3丁目19番25号
TEL (093) 201-5591
FAX (093) 201-5592

小野益博税理士事務所

税理士 小野益博

北九州市若松区片山1丁目6-1-102号
TEL (093) 791-7005
FAX (093) 791-7006

堀江祐治税理士事務所

税理士 堀江祐治

北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号
TEL (093) 741-2765
FAX (093) 741-2761

山根慎一税理士事務所

税理士 山根慎一

遠賀郡水巻町中央9-26-2F
TEL (093) 863-0175
FAX (093) 863-0176

澤田一弘税理士事務所

税理士 澤田一弘

北九州市若松区青葉台西5丁目17番2号
TEL (093) 555-1894
FAX (093) 776-1058